



平成 28 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス ペ ー ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 若 林 弘 之
(コ ー ド 9 6 2 2 東 証 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 統 括 本 部 長 林 顕
(電 話 番 号 : 0 3 - 3 6 6 9 - 4 0 0 8)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の当社第 44 期定時株主総会において承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行すること及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、役員体制については、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて、別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会における議決権を有する監査等委員の選任により、当社の監査・監督をより強化するとともに、当社取締役に取締役会の業務執行権限の一部を委任し、より迅速かつ効率的な会社運営を図ることにより、コーポレート・ガバナンスを強化し、更なる企業価値向上を図るために、監査等委員会設置会社へ移行するものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 30 日開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更に関する承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

①「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）による改正後の会社法（以下、「改正会社法」という。）が、平成 27 年 5 月 1 日に施工されたことにより新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の変更を行うものです。

②改正会社法において、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を継続的に行う事ができるようにするため、取締役の責任限定契約の規定を新設いたします。

なお、当該規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

③その他、上記変更に伴う文言、条数の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりです。

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 30 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 30 日 (予定)

以 上

【別紙】

改定新旧対照表（案）

平成 28 年 3 月 30 日施行

【改定前】	【改定後】
定 款	定 款
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 <条文省略> (機 関)	第 1 条～第 3 条 <現行どおり> (機 関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
第 5 条 <条文省略>	第 5 条 <現行どおり>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 11 条 <条文省略>	第 6 条～第 11 条 <現行どおり>
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 18 条 <条文省略>	第 12 条～第 18 条 <現行どおり>
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員 数)	(員 数)
第 19 条 当社の取締役は 15 名以内とする。 <新 設>	第 19 条 当社の取締役は 15 名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任するものとする。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(任 期)	(任 期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 21 条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

※訂正箇所は_____線を表示しております。

【改定前】	【改定後】
定 款	定 款
<新 設>	
<新 設>	
<p>第22条 <条文省略> (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>2. <u>増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任する監査等委員でない取締役の任期満了する時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 <現行どおり> (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条 <現行どおり> (取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名または記名押印する。</p> <p>第27条～第29条 <現行どおり> (報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。ただし、<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等を区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規程する額とする。</u></p>
<p>第24条 <条文省略> (取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名または記名押印する。</p> <p>第26条～第28条 <条文省略> (報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	

※訂正箇所は_____線を表示しております。

【改定前】	【改定後】
定 款	定 款
第 5 章 監査役及び監査役会	< 削 除 >
(員 数)	< 削 除 >
第30条 当会社の監査役は4名以内とする。	< 削 除 >
(選任方法)	< 削 除 >
第31条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	< 削 除 >
(任 期)	< 削 除 >
第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	< 削 除 >
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	< 削 除 >
(監査役会の招集通知)	< 削 除 >
第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	< 削 除 >
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	< 削 除 >
(監査役会の決議方法)	< 削 除 >
第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	< 削 除 >
(監査役会の議事録)	< 削 除 >
第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名または記名押印する。	< 削 除 >
(監査役会規程)	< 削 除 >
第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。	< 削 除 >
(常勤の監査役)	< 削 除 >
第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定しなければならない。	< 削 除 >
(報酬等)	< 削 除 >
第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	< 削 除 >

※訂正箇所は_____線で表示しております。

【改定前】	【改定後】
定 款	定 款
<新 設>	第 5 章 監査等委員会
<新 設>	(監査等委員会の権限) 第32条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
<新 設>	(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役等委員全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
<新 設>	(常勤監査等委員) 第34条 監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を定めることができる。
<新 設>	(監査等委員会の決議方法) 第35条 監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。
<新 設>	(監査等委員会の議事録) 第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席監査等委員がこれに署名または記名押印する。
<新 設>	(監査等委員会規程) 第37条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第39条～第40条 <条文省略>	第38条～第39条 <現行どおり>
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第41条～第44条 <条文省略>	第40条～第43条 <現行どおり>

※訂正箇所は_____線で表示しております。